

広島県告示第二百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称		主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日
新	旧				
株式会社 の花西日本 な	株式会社 の花西日本 な	大阪府豊中市 新千里東町一 丁目五番三号	関西薬局 三 原駅前店	三原市城町一 丁目八番七号	平成三二年四 月一日
株式会社 の花西日本 な	株式会社 の花西日本 な	大阪府豊中市 新千里東町一 丁目五番三号	なの花薬局 城町店	三原市城町二 丁目二番二二 号	平成三二年四 月一日
株式会社 の花西日本 な	株式会社 の花西日本 な	大阪府豊中市 新千里東町一 丁目五番三号	なの花薬局セ トピア店	三原市城町一 丁目一三番五 号	平成三二年四 月一日
株式会社 の花西日本 な	株式会社 の花西日本 な	大阪府豊中市 新千里東町一 丁目五番三号	なの花薬局 本町えびす店	三原市本町一 丁目九番九号	平成三二年四 月一日
株式会社 の花西日本 な	株式会社 の花西日本 な	大阪府豊中市 新千里東町一 丁目五番三号	なの花薬局 うきしろ店	三原市城町一 丁目二〇番二 九号	平成三二年四 月一日
株式会社 の花西日本 な	株式会社 の花西日本 な	大阪府豊中市 新千里東町一 丁目五番三号	なの花薬局 宮浦店	三原市宮浦五 丁目一六番一 〇号	平成三二年四 月一日
株式会社 の花西日本 な	株式会社 の花西日本 な	大阪府豊中市 新千里東町一 丁目五番三号	なの花薬局 平原店	尾道市平原一 丁目二〇番四 六号	平成三二年四 月一日